

# 国立大学法人広島大学の役職員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

- ・ 各役員の内職期間における業績を勘案し、経営協議会の議を経て、期末特別手当(賞与)の支給額を100分の10の範囲内で増減できるとしている。

#### ② 役員報酬基準の改定内容

- |         |  |
|---------|--|
| 法人の長    | <ul style="list-style-type: none"><li>5月改正<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国家公務員の指定職俸給表適用者の賞与の改定内容を参考に、平成21年6月期の期末特別手当の支給率を引下げ。<br/>(100分の160 → 100分の145)</li></ul></li><li>11月改正<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国家公務員の指定職俸給表の改定内容を参考に、12月1日から、本給月額を概ね0.3%引下げ。</li><li>・ 国家公務員の指定職俸給表適用者の賞与の改定内容を参考に、12月期の期末特別手当の支給率を引下げ。</li></ul></li></ul> |
| 理事      | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 法人の長と同じ。</li></ul>   |
| 理事(非常勤) | <ul style="list-style-type: none"><li>12月改正<ul style="list-style-type: none"><li>・ 非常勤役員手当の基礎となる本給月額を、常勤役員の本給月額と同様に、概ね0.3%引下げ。</li></ul></li></ul>   |
| 監事      | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 法人の長と同じ。</li></ul>   |
| 監事(非常勤) | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 理事(非常勤)と同じ。</li></ul>  |

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	千円 19,347	千円 13,688	千円 5,123	千円 535 (通勤手当)			
A理事	千円 15,498	千円 11,052	千円 4,137	千円 49 (通勤手当) 260 (職務付加手当)			
B理事	千円 14,268	千円 10,104	千円 3,782	千円 382 (通勤手当)	4月1日		
C理事	千円 14,598	千円 10,578	千円 3,971	千円 49 (通勤手当)			
D理事	千円 13,669	千円 8,728	千円 3,429	千円 352 (通勤手当) 636 (単身赴任手当) 523 (広域人事交流手当)			◇
E理事	千円 14,361	千円 10,104	千円 3,782	千円 475 (通勤手当)	4月1日		
A監事	千円 12,339	千円 8,728	千円 3,267	千円 344 (通勤手当)		3月31日	
B監事 (非常勤)	千円 3,884	千円 3,884	千円 0	千円 0		3月31日	

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:「その他(内容)」欄中、「職務付加手当」は本来役員に対して支給する手当ではないが、職員在職期間中に支給されるべきものを追給したため、計上しているものである。

注3:「前職」欄の「◇」は、役員出向者(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人等役員となるために退職し、かつ、引き続き当該独立行政法人等役員として在職する者)であることを示す。

## 3 役員の退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事A	千円 2,650(57,690)	年 月 1(37)	11(5) 平成21年3月31日	1.0	本学の理事として、学部・研究科及び大学の運営に鋭意尽力したことから、平成21年3月18日開催の経営協議会において、同人の退職手当に係る役員期間の業績勘案率を「1.0」とし、退職手当を増額又は減額することなく支給するものとした。	
理事B	千円 2,650	年 月 1 11	平成21年3月31日	1.0	同上	
監事	千円	年 月			該当者なし	

注:理事Aについては、役員在職期間を役員退職手当規則に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

- ・ 教育・研究活動の活性化と質的向上及び大学運営に係る人材の有効活用に資するため、教職員給与の適正化を推進し、全学的視点から人件費(人員)管理を行う。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

- ・ 本給表の改定に当たっては、社会一般の情勢を判断する上で、極めて客観性かつ合理性のある国家公務員の俸給表を参考にする。ただし、教育職本給表については、社団法人国立大学協会が作成する各国立大学法人の給与表作成の参考となる資料などを参考にするものとする。
- ・ 諸手当及び業績手当(賞与)の改定に当たっては、社会一般の情勢並びに本学職員の勤務の実績、地域的な諸条件及び財務状況等を考慮して行うものとする。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

- ・ 人件費の範囲内で、職員の勤務成績に応じて、昇給又は昇格若しくは勤勉手当に反映させるものとする。

#### [能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
基本給:本給	昇給: 毎年1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、2号俸から8号俸までの範囲内で昇給させることができる。
	昇格: 職員の勤務成績が優秀である場合には、その者が従事する職務に応じ、1級上位の級に昇格させることができる。
賞与:勤勉手当(査定分)	基準日(6月1日及び12月1日)以前6月以内の期間における勤務成績に応じて決定された成績率により支給することができる。

#### ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

##### 4月改正

- ① 歯科衛生士及び歯科技工士の初任給として、大学卒(医療職2級1号俸)を追加。
- ② 手術部、高度救命救急センター、集中治療部で勤務する医師並びに宿日直勤務に従事する医師及び歯科医師に支給していた本給の調整額(調整数1)を廃止。
- ③ 管理又は監督の地位にある職を占める職員に支給する管理職手当について、適用区分の見直し等を行った。
  - ・ 病院看護部及び病院診療支援部の組織変更に伴う適用区分の見直し  
副看護部長: IV種→II種, 主任看護師長:IV種(新設) 等
  - ・ 保健管理センター長: V種 → IV種
- ④ 業務の特殊性・負担度を考慮し、職務付加手当の区分の見直しを行った。
  - ・ 病院において診療に従事する医師又は歯科医師(月額17,000円又は5,000円)を新設
  - ・ 助産師業務従事者(月額10,000円)を新設 等
- ⑤ 附属学校教員に支給する義務教育等教員特別手当について、人事交流を円滑に行うため、広島県の給与の改正内容を参考に、2段階に分けて引下げ。  
平成21年4月～ 約11%引下げ, 平成22年4月～ 約10%引下げ
- ⑥ 特殊勤務手当
  - ・ 病院看護職員の処遇改善のため、広島市内の他の病院の状況を踏まえて、夜間看護手当を増額。(深夜勤務: 1回 3,300円 → 4,400円 等)
  - ・ 教員特殊業務手当を、広島県の給与の改正内容を参考に増額。  
(非常災害時における児童等の保護, 緊急の防災又は復旧業務:  
1日 3,200円 → 6,400円 等)

- ・ 診療に従事する医師又は歯科医師に関する手当のうち、夜間・休日診療手当及び緊急手術手当を廃止し、休日及び夜間における診療業務に対する診療付加手当を新設。
- ・ 教員免許状更新講習講師暫定手当を新設。  
基本手当：1時間 9,000円，採点手当：1答案 100円

#### 5月改正

- ① 国家公務員の賞与の改定内容を参考に、平成21年6月期の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給割合を引下げ。  
期末手当及び勤勉手当 100分の215 → 100分の195  
期末特別手当 100分の160 → 100分の145
- ② 地域手当の支給率について、平成21年6月1日から引上げ。  
広島市内：5% → 6%，広島市以外(広島県内)：2% → 3%

#### 11月改正

- ① 国家公務員の給与改正の内容を参考に、次のとおり改正。
  - ・ 若年層を中心とした一部の号俸を除き、12月1日から、本給月額を平均0.2% (管理者層は平均0.3%) 引下げ。
  - ・ 平成18年3月31日から引き続き在職する職員の本給月額の差額支給分について、差額計算の基礎となる額(平成18年3月31日現在の本給月額)を、0.24% (指定職は0.32%) 引下げ。
  - ・ 自宅に係る住居手当(新築又は購入後5年以内に限る。月額2,500円)を、12月1日から廃止。
  - ・ 12月期の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給割合を引下げ。  
期末手当及び勤勉手当 100分の235 → 100分の220  
期末特別手当 100分の175 → 100分の165
- ② 国が医師の処遇確保等のため医療職俸給表(一)を改定しなかったことを考慮し、病院で診療に従事する教員に対して支給する職務付加手当を、月額2,000円引上げ。  
17,000円又は5,000円 → 19,000円又は7,000円

#### 1月改正

平成22年1月1日から、常勤職員(附属学校教員を除く。)の所定労働時間を1日7時間45分とし、1日当たり15分短縮したことに伴い、時間外勤務手当等の基礎となる勤務1時間あたりの給与額が約3%増額。

#### 3月改正

診療活動の基盤として直接診療に従事する職員が行う病院運營業務及び病院研修医等への医療教育に関し、これらの業務における貢献が著しい職員の処遇改善を図るとともに、モチベーションの維持に資するため、医師及び歯科医師等に対し、3月29日に一時金として病院診療基盤貢献手当(職及び担当する領域区分に応じて、10,000円～1,000,000円)を支給した。

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	2,801	43.5	7,145	5,315	110	1,830
事務・技術	583	41.6	5,524	4,140	169	1,384
教育職種 (大学教員)	1,397	48.0	8,872	6,563	113	2,309
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	513	33.5	4,660	3,510	44	1,150
技能・労務職種	2					
海事職種	8	45.9	6,992	5,192	0	1,800
海技職種	3	39.2	5,193	3,839	0	1,354
教育職種 (附属高校教員)	97	44.6	7,190	5,394	80	1,796
教育職種 (附属義務教育学校教員)	90	42.4	6,918	5,208	106	1,710
医療職種 (病院医療技術職員)	103	42.4	5,611	4,188	101	1,423
その他医療職種 (医療技術職員)	1					
その他医療職種 (看護師)	4	54.8	6,022	4,458	79	1,564
在外職員	該当者なし					
任期付職員	該当者なし					
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
再任用職員	該当者なし					
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	487	39.1	4,391	3,726	68	665
事務・技術	144	43.6	3,645	2,743	148	902
教育職種 (大学教員)	51	39.2	7,399	5,731	18	1,668
医療職種 (病院医師)	42	34.1	3,706	3,339	0	367
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	45	49.0	3,051	2,381	107	670
教育職種 (外国人教師等)	1					
医療職種 (病院医療技術職員)	64	30.7	3,823	2,849	90	974
その他医療職種 (看護師)	1					
その他教育職種 (大学教員)	110	39.1	5,613	5,613	0	0
その他医療職種 (病院医師)	29	27.1	2,400	2,400	0	0

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「技能・労務職種」とは、自動車運転手、調理師、調理員、用務員及び医療補助員の業務を行う職種を示す。

注3:「海事職種」とは、船舶等の船長、機関長、通信長、航海士及び機関士の業務を行う職種を示す。

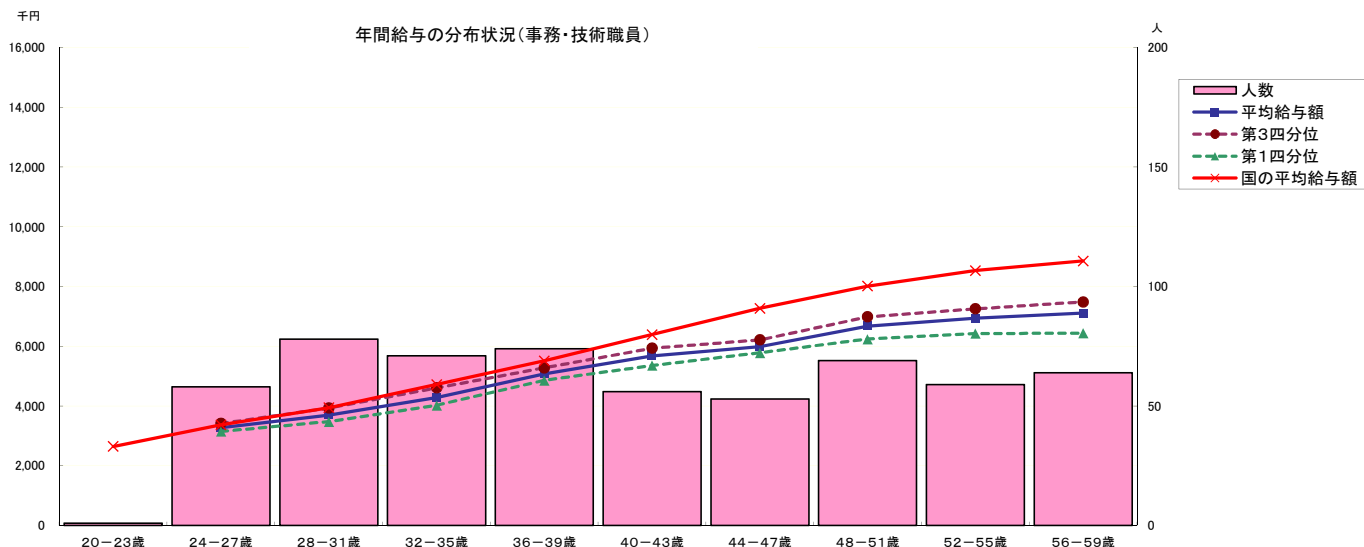
注4:「海技職種」とは、船舶等の甲板長、甲板員、機関員及び司厨員の業務を行う職種を示す。

注5:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注6:常勤職員の「技能・労務職種」、「その他医療職種(医療技術職員)」

非常勤職員の「教育職種(外国人教師等)」、「その他医療職種(看護師)」は該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

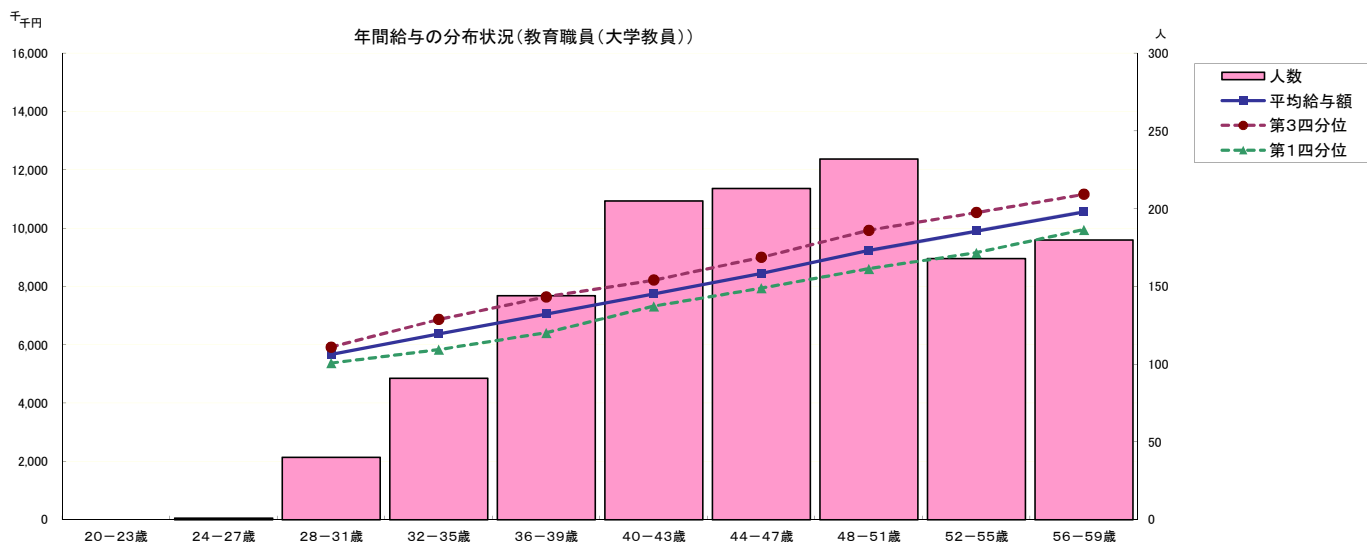
注2:年齢20-23歳の年齢層については、該当者が1名のため「平均給与額」、「第1四分位」及び「第3四分位」の折れ線は表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
副理事	4	55.5	-	-	10,055	-	-
グループリーダー	47	53.5	7,509	8,361	7,882	8,361	8,361
専門員	51	52.2	6,483	7,028	6,740	7,028	7,028
主査	221	46.4	5,392	6,430	5,923	6,430	6,430
主任	97	39.2	4,304	5,197	4,843	5,197	5,197
グループ員	163	29.4	3,306	3,919	3,613	3,919	3,919

注1:代表的職位として掲げた副理事は部長相当、グループリーダーは課長相当、専門員は課長補佐相当、主査は係長相当、グループ員は係員相当である。

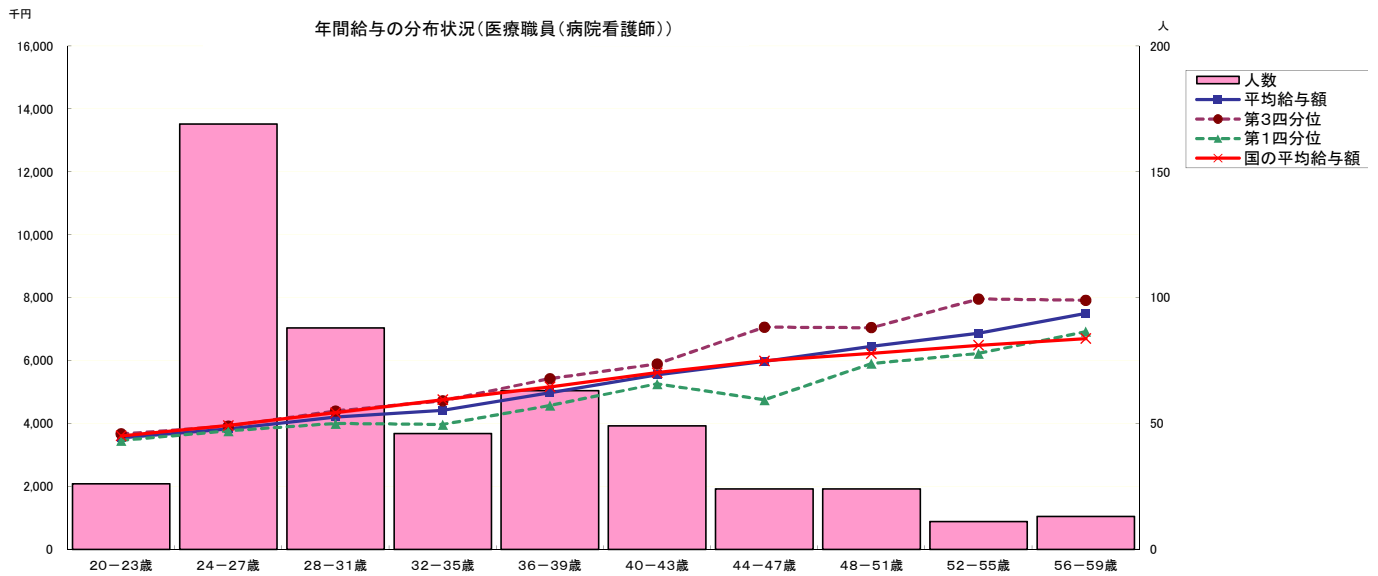
注2:副理事の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の「第1四分位」及び「第3四分位」の額については表示していない。



注:年齢24-27歳の年齢層については、該当者が1名のため「平均給与額」、「第1四分位」及び「第3四分位」の折れ線は表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
教授	549	54.7	9,698	11,077	10,455	11,077	11,077
准教授	419	45.7	7,831	8,850	8,333	8,850	8,850
講師	101	45.0	7,473	8,741	8,087	8,741	8,741
助教	322	40.3	6,055	7,341	6,686	7,341	7,341
助手	6	46.7	5,280	6,771	6,069	6,771	6,771



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		第3分位	千円
主任看護師長	6	51.7	7,795	千円	8,061	千円	8,166
看護師長	31	49.7	6,796	千円	7,221	千円	7,623
副看護師長	74	40.1	4,887	千円	5,438	千円	5,915
看護師	402	30.7	3,830	千円	4,212	千円	4,445

注:代表的職位として掲げた主任看護師長は副看護部長相当である。



③ 職級別在職状況等(平成22年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

事務・技術職員

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
標準的な職位		グループ員	グループ員	主査主任	専門員主査	グループリーダー 専門員	グループリーダー	副理事	副理事	学長が特に必要と認める職
人員(割合)	583	65 (11.1%)	98 (16.8%)	266 (45.6%)	85 (14.6%)	46 (7.9%)	19 (3.3%)	4 (0.7%)	該当者なし	該当者なし
年齢(最高～最低)		34～23	57～27	59～33	59～45	59～39	59～48	59～48		
所定内給与年額(最高～最低)		2,915～2,001	4,146～2,459	5,130～2,720	5,361～4,289	6,274～4,740	6,853～5,818	8,462～6,643		
年間給与額(最高～最低)		3,783～2,683	5,501～3,311	6,958～3,641	7,256～5,859	8,361～6,517	9,069～7,795	11,219～9,049		

教育職員(大学教員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		学長が特に必要と認める職	助手助教	講師	准教授	教授
人員(割合)	1,397	該当者なし	328 (23.5%)	102 (7.3%)	419 (30.0%)	548 (39.2%)
年齢(最高～最低)			62～26	62～30	62～32	62～40
所定内給与年額(最高～最低)			6,619～3,044	7,777～4,126	8,461～4,539	10,311～5,811
年間給与額(最高～最低)			8,511～4,114	10,114～5,532	10,949～6,125	13,816～7,919

医療職員(病院看護師)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	主任看護師長	主任看護師長	学長が特に必要と認める職
人員(割合)	513	該当者なし	402 (78.4%)	74 (14.4%)	31 (6.0%)	6 (1.2%)	該当者なし	該当者なし
年齢(最高～最低)			59～22	57～29	59～37	57～47		
所定内給与年額(最高～最低)			5,162～2,385	5,072～2,820	6,206～3,849	6,587～5,672		
年間給与額(最高～最低)			6,924～3,192	7,025～3,818	8,275～5,255	8,756～7,591		

④ 賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.0	% 66.7	% 64.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.0	% 33.3	% 35.1
	最高～最低	% 43.2～33.2	% 49.1～29.6	% 46.5～31.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.9	% 68.1	% 66.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.1	% 31.9	% 33.9
	最高～最低	% 42.0～32.8	% 37.6～25.7	% 39.7～30.3

教育職員(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.3	% 65.3	% 63.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.7	% 34.7	% 36.6
	最高～最低	% 49.3～34.0	% 46.0～25.7	% 45.7～30.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 68.1	% 66.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.9	% 31.9	% 33.8
	最高～最低	% 46.6～29.4	% 46.2～25.1	% 46.2～30.3

医療職員(病院看護師)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.6	% 65.8	% 63.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.4	% 34.2	% 36.2
	最高～最低	% 42.0～35.4	% 37.6～30.5	% 39.7～33.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.3	% 67.3	% 65.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.7	% 32.7	% 34.6
	最高～最低	% 42.0～32.7	% 37.6～29.4	% 39.7～31.2

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	86.3
対他の国立大学法人等	99.1

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	100.6
------------	-------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	98.1
対他の国立大学法人等	102.3

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 86.3	
	参考	地域勘案 91.9 学歴勘案 85.4 地域・学歴勘案 91.5
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 46.4% (国からの財政支出額 30,650百万円、支出予算の総額 66,025百万円：平成21年度予算)  【検証結果】 国からの財政支出額は100億円以上であるが、本学の予算の総額に占める割合は46.4%であり、また、累積欠損は生じていないことから、適切な水準を維持していると思われる。	
講ずる措置	今後も社会一般の情勢を判断する上で、国家公務員の給与改定を参考に水準を維持する必要があると思われる。	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 98.1	
	参考	地域勘案 96.5 学歴勘案 97.6 地域・学歴勘案 96.3
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 46.4% (国からの財政支出額 30,650百万円、支出予算の総額 66,025百万円：平成21年度予算)  【検証結果】 国からの財政支出額は100億円以上であるが、本学の予算の総額に占める割合は46.4%であり、また、累積欠損は生じていないことから、適切な水準を維持していると思われる。	
講ずる措置	今後も社会一般の情勢を判断する上で、国家公務員の給与改定を参考に水準を維持する必要があると思われる。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

97.7
------

注：上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成21年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

### III 総人件費について

区 分	当年度 (平成21年度)	前年度 (平成20年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成16年度) からの増△減
	千円	千円	千円	(%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	22,614,274	22,943,364	△ 329,090	( △1.4)	△ 1,307,983 ( △5.5)
退職手当支給額 (B)	2,322,209	2,003,033	319,176	( 15.9)	△ 357,600 ( △13.3)
非常勤役職員等給与 (C)	8,652,406	7,782,521	869,885	( 11.2)	4,835,256 ( 126.7)
福利厚生費 (D)	3,520,991	3,542,900	△ 21,909	( △0.6)	164,917 ( 4.9)
最広義人件費 (A+B+C+D)	37,109,880	36,271,818	838,062	( 2.3)	3,334,590 ( 9.9)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

#### 総人件費について参考となる事項

##### 1. 前年度(平成20年度)との比較について

###### ① 「給与、報酬等支給総額」の減額理由

国から交付される運営費交付金(以下運営費交付金という。)の削減に対し実施した人員削減により、減額となったもの。

###### ② 「最広義人件費」の増額理由

###### 1) 退職手当支給額

職員の退職者のうち、退職手当支給率の高いものが増加したことにより、増額となったもの。

###### 2) 非常勤役職員等給与

外部資金、病院診療収入などの運営費交付金以外の経費により雇用される職員の増加のため、増額となったもの。

###### 3) 福利厚生費

法定福利費に係る保険料率の引き下げに伴う事業主負担額の減少が、適用職員の増加を上回ったため、減額となったもの。

##### 2. 人件費削減の取組状況について

###### ① 中期目標における取組

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間に国家公務員に準じた人件費削減を行う。

###### ② 中期計画における取組

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間に、△5%以上の人件費削減を行う。

###### ③ 上記①及び②の進捗状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	24,993,046	23,555,024	23,432,000	22,943,364	22,614,274
人件費削減率 (%)		△5.8	△6.2	△8.2	△9.5
人件費削減率(補正值) (%)		△5.8	△6.9	△8.9	△7.8

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による

人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成

19年、平成20年、平成21年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

### IV 法人が必要と認める事項

特になし